

東久留米市教育委員会 殿

学校名 東久留米市立西中学校

校長名 小川 高弘

令和6年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、東久留米市立学校の管理運営に関する規則第20条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく特別支援教室による指導の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

- (1) 賢く 優しく 逞しく

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 自立活動を通して、発達障害のある生徒が学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な態度および習慣を養う。
- (2) 在籍学級担任をはじめとした生徒に関わる大人同士で連携をとり、障害の状態や特性を把握し、生徒の状況に応じた支援を行う。また、自立活動を通して伸ばした力が在籍学級で十分発揮できるよう、退室に向けての環境整備や対応の工夫について適宜助言を行う。

3 指導の重点

- (1) 自分の気持ちや行動をコントロールする力、変化する状況に対応する力を育むとともに、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図る。
- (2) 自己理解を深めるとともに、他者視点を養う。
- (3) 場や相手に応じたコミュニケーションの力を育成し、集団参加の基盤を培う。

4 その他の配慮事項

- (1) 生徒の特性や実態を考慮して指導時間数や指導形態を決定する。また、在籍学級の時間割を考慮し個々の時間割を決める。
- (2) 連携型個別指導計画について、在籍学級担任と巡回指導教員が連携を図り、保護者も参画しこれを作成する。また在籍学級での学習や生活の様子を適切に把握し指導計画や指導方法の改善に努める。
- (3) 巡回相談心理士やスクールカウンセラー等の専門家との連携を図り、助言を指導に反映させる。
- (4) 学校生活支援シートについては全教員で共通理解をはかり、確実に引継ぐことで、生徒に対し一貫性のある指導を行う。